

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議幹事会  
の官職の指定について

平成 30 年 9 月 3 日  
成年年齢引下げを見据えた環境整備  
に関する関係府省庁連絡会議議長決定  
平成 30 年 10 月 30 日  
一 部 改 正

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議の開催について（平成30年4月16日関係府省庁申合せ）第3項の規定に基づき、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議幹事会の官職を以下のとおり指定する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座 長 法務省民事局参事官（成年年齢担当）  
構成員 内閣官房副長官補室参事官（法務担当）  
内閣府大臣官房総務課管理室長  
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年支援担当）  
内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長  
金融庁総合政策局総合政策課総合政策監理官  
金融庁監督局総務課金融会社室長  
消費者庁消費者政策課長  
総務省自治行政局選挙部管理課長  
法務省大臣官房司法法制部司法法制課長  
文部科学省総合教育政策局政策課長  
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）  
文部科学省高等教育局高等教育企画課長  
厚生労働省労働基準局監督課長  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官  
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付労働政策担当参事官  
経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課長